



## ケアプランデータ連携について（令和 5 年 4 月より）

令和 5 年 1 月 24 日（火）にケアプランデータ連携システム説明会が開催され資料や動画が国民健康保険中央会ホームページにアップされましたので概要を以下に記載致します。詳細は出典元をご参照下さい。

### ①ケアプランデータ連携とは

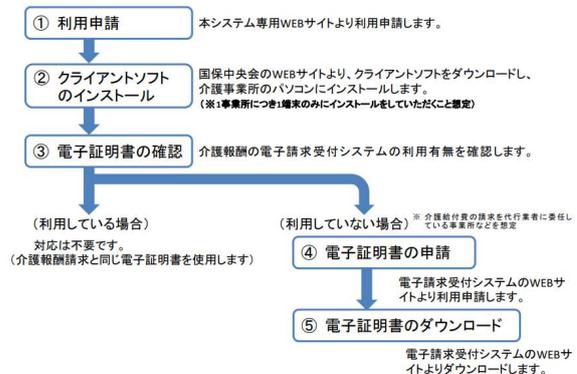
「居宅介護支援事業所と介護サービス事業所の間で毎月やり取りされるケアプランのうち、サービス提供票（予定・実績）をデータ連携することで介護事業所の文書作成に要する負担の軽減を図る。」ものであり、利用するには事前に申請や手続きが必要になります。以下に本稼働までのスケジュールと手続きの流れを記載致しますのでご確認ください。

#### <本稼働までのスケジュール>



※実際の利用申請は 4/1 以降に可能になります。

#### <申請・手続きの流れ>



### ②利用準備および料金について（厚労省 Q&A（抜粋））

Q ケアプランデータ連携システムの利用に必要な（事前に準備する）環境は？

A 必要な環境は、以下のものとなります。

インターネットが使用できるパソコン（Windows10 以降）・厚生労働省のケアプラン標準仕様に準拠した介護ソフト

Q 送信側の事業所が利用登録しても、受信側が利用登録をしていないと使えないのか？

A データのやり取りを行うためには、送信側・受信側双方の事業所が本システムへの利用登録が必要です。

Q 事業所にある複数台のパソコンにインストールすることは可能か？

A 1 事業所 1 端末にインストールいただくクライアントソフトを共有してご利用いただく想定です。

Q ケアプランデータ連携システム用の電子証明書の発行手数料は、現存の介護保険請求の電子証明書発行手数料と同額になるのか？

A 現存の介護保険請求の電子証明書をお持ちの場合には、そのままご利用いただき、ケアプランデータ連携システム用の電子証明書の発行をしていただく必要はありません。また、現存の電子証明書をお持ちでない場合は、ケアプランデータ連携システム用の電子証明書の発行は必要ですが、発行手数料は無料となります。

Q 複数の介護事業所を運営している場合はどのようになるか？

A 複数事業所を運営している場合であっても、1 事業所番号あたり 21,000 円が必要となります。

【出典】介護保険最新情報 Vol1124(令和 5 年 1 月 30 日) : <https://www.mhlw.go.jp/content/001047682.pdf>

#### ■介五郎の対応について

介五郎では次期バージョンアップ(令和 5 年 3 月下旬～4 月を予定)にて、入力した利用票データの CSV 出力と、データ連携システムにて連携された利用票データの取込機能を追加致します。詳細な提供スケジュールや内容、注意点等は事前に FAX や介五郎のメインメニューのメッセージにてご案内致します。

## 令和5年度コロナ感染対応 3%加算および、規模区分の特例について（通所系サービス）

通所系サービス(通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護)にて、コロナ感染対応の3%加算や規模区分の特例について令和5年度におけるQAが出されましたので案内いたします。

問1 新型コロナウイルス感染症は、3%加算や規模区分の特例の対象となる感染症とされている(※)が、令和5年度も引き続き同加算や特例の対象となる感染症と考えてよいか。

(答) 新型コロナウイルス感染症は、令和5年度も引き続き同加算や特例の対象となる感染症である。なお、同年度中に同加算や特例の対象外とすることとする場合は、事務連絡によりお示しする。

問2 令和4年度中の利用延人員数の減少に基づき3%加算を算定した事業所が、令和5年度に再び同加算を算定することはできるか。

(答) 令和5年度においても算定可能である。

この場合、令和5年度の

同加算の算定に当たっては、減少月の利用延人員数が、令和4年度の1月当たりの平均利用延人員数から100分の5以上減少していることが必要である。

算定方法の具体例は別添(右図)を参照されたい。

### 加算算定のイメージ

・令和4年度の利用延人員数の減少に基づき、令和4年度内に3%加算を算定していた事業所の場合  
 ・令和5年度中の利用延人員数の減少に基づき、新たに3%加算を算定する事業所の場合

➡ 算定可能となるのは、最速令和5年6月サービス提供分からとなる。

R5年度 (R5.3)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	(R6.4)
加算算定	利用延人員数減	算定届提出	算定開始	算定終了									○ 令和5年度中の利用延人員数の減少に基づき算定していることから、令和5年度中に同一事由により再度算定することはできない。 ○ 加算算定の届出、加算算定後の各月の利用延人員数の確認、加算算定の延長の届出の方法等は、従前のとおり。
延長		令和4年度の1月当たりの平均利用延人員数と比較		なお利用延人員数が減少している場合	延長届提出	延長開始	延長終了						

・令和4年度中の利用延人員数の減少に基づき、令和5年度にまたがって3%加算を算定していた事業所の場合

R5年度 (R5.3)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	(R6.4)
加算算定	利用延人員数減	算定届提出	算定開始	算定終了									○ 令和5年度中の利用延人員数の減少に基づき再算定した場合は、令和5年度中に同一事由により再度算定することはできない。 ○ 加算算定の届出、加算算定後の各月の利用延人員数の確認、加算算定の延長の届出の方法等は、従前のとおり。
延長		令和3年度の1月当たりの平均利用延人員数と比較		なお利用延人員数が減少している場合	延長届提出	延長開始	延長終了						
再算定							利用延人員数減	算定届提出	算定開始	算定終了			
再延長							令和4年度の1月当たりの平均利用延人員数と比較		なお利用延人員数が減少している場合	延長届提出	延長開始	延長終了	

(参考)「介護保険最新情報 Vol.1127」 <https://www.mhlw.go.jp/content/001058923.pdf>

## 令和5年度 処遇改善加算計画書提出について（令和5年4月15日締め切り）

「介護職員処遇改善加算」「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」(以下「処遇改善加算等」という。)の計画書提出については、通常、処遇改善加算等を取得する月の前々月の末日までに行うこととなっていますが、現在、厚生労働省では計画書等の様式の簡素化を検討しており、見直し後の様式については2月末目処で発出する予定とのこと。そのため、計画書の提出期限について

**令和5年4月又は5月から取得する場合は、同年4月15日までに行うこと**とされています。

なお、新様式で提出する必要がありますので、ご注意ください。

(参考)「介護保険最新情報 Vol.1119」 <https://www.mhlw.go.jp/content/001027149.pdf>

「厚生労働省 介護職員の処遇改善」 [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202201\\_42226.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202201_42226.html)

※2/24時点ではまだ新様式が公開されていません。ご注意ください。



保守グループ 河合 秀郎

先日、長女の小学生生活最後の参観に行ってきました。一人ずつ決意表明として将来の夢を語る姿は保護者の涙を誘いました。つつい忘れがちになる初志。自分自身ももう一度初志を思い返し、皆様の力になれるよう頑張ります。